

ラムサール条約の義務に則した登録地の管理

The Management of Ramsar Sites in accordance with the Obligation of Ramsar Convention

○鈴木詩衣菜 (上智大学大学院地球環境学研究科)

Shiina Suzuki (Sophia University Graduate School of Global Environment)

suzuki_shi@eagle.sophia.ac.jp

本報告は、ラムサール条約の義務に則した登録地の管理を実施することで、条約の効果的な実施について再考するものである。

ラムサール条約が 1975 年に発効してから 40 年以上が経過し、同条約は、環境保全に成功した環境条約のひとつと評される。しかしながら実際のところ、湿地面積は減少し続ける傾向にあり、条約の最たる目的である湿地保全は、達成できていないのが現状である。そのため、ラムサール条約は最近の十数年にわたり、登録地の増加というよりも、登録地が条約の義務および趣旨に則して管理されているかに重点を置いてきている。

登録湿地の保全に関する義務は、ラムサール条約第 3 条 2 項に定められている。同項は、各締約国に対し、「湿地の生態学的特徴」が「変化した」 / 「変化している」 / 「変化するおそれがある」場合に、それら変化に関する情報を入手するための措置を講ずる義務および事務局に通報する義務を課している。しかしながら、当該規定は、すべての締約国が遵守しているわけではなく、通報義務も十分に果たされていない。その理由は、そもそも「湿地の生態学的特徴」とはなにか、その変化はどのように知り得るのかといった具体的な点について、条文は言及していないため、特に開発途上国においては、変化に関する調査および分析が不十分であることが考えられる。そのため、第 3 条 2 項を遵守するためには、まずは調査・分析するためのプロセスを支援する必要がある。

この点について、ラムサール条約は、決議 VIII.8 にみられるように、何が生態学的特徴であることを示し、それらの特徴が変化している場合に講じるべき措置に関する項目を細かく定めるガイドラインを数多く採択してきている。

第 3 条 2 項の遵守のためには、当該ガイドラインが現場で湿地を管理している湿地管理者に十分に伝わるかが重要となる。採択されたガイドラインをそのまま現地に適用するのではなく、ガイドラインをさらにローカライズすることにより、各湿地にふさわしい保全管理指針として実施する必要がある。そのためには、コーディネーターとしての国内外の NGO/NPO が必要不可欠となる。条約義務は行政府に向けられているが、NGO/NPO を介すことで、現状に迅速な対応が可能となる。条約の義務に則した登録地の管理を行うことで、通報義務という条約を運用する上での最低限の義務違反が常態化している現状から脱することができると考えられる。

【謝辞】

本研究は、文部科学省私立大学ブランディング事業上智大学「持続可能な地域社会の発展を目指した「河川域」をモデルとした学融合型国際共同研究」の助成を受けたものである。

キーワード：国際環境法、国際紛争、ラムサール条約、湿地保全